

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：保護司法等の一部を改正する法律案

規制の名称：更生保護事業における保護の対象者の拡大

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：法務省保護局更生保護振興課更生保護事業係

評価実施時期：令和 7 年 7 月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- ・ 規制の対象となる事業者数は 164 事業者（現在、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業、地域連携・助成事業のいずれかの更生保護事業を営む事業者）であるところ、規制の主たる対象である宿泊型保護事業を行う者が今回の拡大の対象となる者を保護する場合であっても、定款変更や更生保護施設の改修などの必要性は発生しない見込みであることから、本規制の新設に係る遵守費用として新たに発生するものは想定されず、よって下記 i の基準を満たしているものと思料する。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり 1 万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・ 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）を踏まえ、保護観察終了後も引き続き息の長い支援を行うことが重要視されていることから、更生保護事業における保護の対象者を拡大する。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 更生保護事業における保護の対象者（「被保護者」（更生保護事業法第2条第5項））は、同条第2項各号に列挙しているところ、現行法上、少年院仮退院者であって保護観察を終了した者及び仮釈放者で保護観察を終了した者は、被保護者に含まれ保護観察終了後も引き続き息の長い支援を受けることができる一方で、保護観察処分を受けた少年であって保護観察を終了したもの（以下「1号観察終了者」という。）及び刑事上の手続による身体の拘束を受けずに刑の全部執行猶予判決を受けて保護観察に付された者であって保護観察を終了したもの（以下「在宅全部4号観察終了者」という。）については、被保護者に含まれていないため、保護観察を受けたという点では同じであるにもかかわらず、終了後の取扱いには差異が生じており、1号観察終了者及び在宅4号観察終了者に対して、息の長い支援を行うことが阻害されている状況がある。

現在、更生保護事業を行う者がこれらの者を保護しようとする場合、更生保護事業ではなく公益事業（更生保護事業法第6条）として行うことになるが、更生保護事業と区別して扱われることになるために会計上の区分が必要になるなど更生保護事業を行う者にとっても負担が生じている。

また、更生保護事業に該当しないことから、更生保護事業法上の事業の監督等に関する規定（更生保護事業法第51条、第53条等）が適用できず、法務大臣が保護の実態の把握や必要な監督を行うことができない状況である。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 上記の課題を解決し、過去に保護観察を受けたことのある者に対する息の長い支援を実現するとともに、更生保護事業の適切な運営を確保し、その健全な発展を図るために、更生保護事業における保護の対象者に、1号観察終了者及び在宅全部4号観察終了者を含めることとし、更生保護事業を営む者がこれらの者を更生保護事業として保護することができるようにした上、法務大臣が事業に対する必要な監督を行えるようにする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 保護局更生保護振興課が実施した調査の結果、更生保護施設が支援した1号観察終了者及び在宅全部4号観察終了者の人数（過去3年間の推計）が約220人であったところ、これらの者を更生保護事業における保護の対象とすることで、これらの者に対する支援を実現し、その改善更生をより一層助けることが期待され、更生保護事業者において会計上の区分が不要になる点からも同事業者による積極的な保護がなされることが期待される。

また、当局において、これらの者に対する保護の実態を正確に把握できるようになり、より良い更生保護事業の企画立案等に反映できるようになる。

3 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

本件拡充に伴って、事業者による１号観察終了者及び在宅全部４号終了者の保護は、定款で定める宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業のいずれかに分類されるところ、事業者は、現行の定款に則って実施している事業の範囲内でこれらの者の保護を実施することができるため、本件拡充によって定款変更を行う必要はない。また、事業者は、これらの者の保護に際して、既存の設備を活用することができることから、新たな宿泊、相談場所等の設備を設ける必要はなく、更生保護施設の改修などの必要性もないことに加え、現行法下においても、事業成績等の報告（更生保護事業法第５１条）や帳簿の備付け（同法第５２条）等の義務を課せられていることから、本件拡充に伴う新たな事務負担は発生せず、遵守費用は発生しない。

＜行政費用＞

現在、全国で更生保護事業を営む事業者が１６４事業者存在するところ、これらの者に対する事業成績書の確認、立入検査等に要する時間を１事業者当たり２時間程度と仮定し、これに時給単価２，５９３円を乗じると、全体の費用は $2,593 \times 2 \times 164 = \text{約} 850,504$ 円程度と想定されるが、これらの手続は現行法下においても行っているものであり、被保護者が拡大した場合であっても、事業者の指導監督に関して、計上可能なレベルの行政費用の増加は想定されない。

※国家公務員の平均給与月額 ４１４，８０１円

月２０日、１日８時間勤務と仮定し、時給単価は約２，５９３円となる

＜その他の負担＞

- ・ 該当なし。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☒ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

☐ その他

（ ）

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 該当なし。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 該当なし。

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 該当なし。

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 該当なし。

＜上記以外の法令案＞

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、法案が成立した場合における施行後５年を目途として事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。